

資料集

- 1 山形県保健師の歴史
- 2 山形県の保健師養成教育の沿革
- 3 市町村保健師数及び県保健師数の年次推移
- 4 作成過程及び検討委員等
- 5 地域における保健師の保健活動について
(平成 25 年 4 月 19 日厚生労働省健康局長通知)
- 6 参考文献・参考資料

1 山形県保健師の歴史

S10年：農村の乳幼児死亡の低減対策として保健婦の設置が急務であった。

S11年：中央での農村巡回看護婦事業等を始める。

保健婦養成（農村巡回看護婦講習会）に全国から8名参加。

山形県から1名（結城エク氏）が参加した。

S12年：「保健所法」制定。

S13年：厚生省設置。

「国民健康保険法」制定。

酒田保健所設置。

戸沢村では貧困な医療状況を打開するため、相互共済の保健組合を発足。

全国第1号の国保組合として認可、国保発祥の地となった。

S14年：山形県は全国に先駆けて東北更新会と社会事業協会が看護師・産婆(注)として農村保健婦養成講習会を開始した。（受講期間1か月、28名養成。～S15年まで）市町村に配置し、生活指導、疾病予防、家庭状況調査を行った。調査の結果、困窮の原因は病気や疾病に対する無知ということが明らかになった。

注) 明治32年産婆規則制定。昭和22年5月、産婆規則は名称を助産婦規則と改められた。

S15年：地域での女子、青年団に夜間、集団指導(栄養改善、乳児指導)を行った。

長井保健所設置。

S16年：「保健婦規則」制定。

※免許、保健婦養成が規定された。

保健婦の名称で疾病予防の指導、母性・乳幼児の保健衛生指導、傷病者の療養指導その他日常の保健指導の業務を為すものと定義された。

山形県保健婦養成講習会開始（受講者50名）。

山形県は既に100余名が保健所、市町村に保健婦として勤務。

保健婦が結核、母子、寄生虫、精神病の指導に家庭を訪問。

S17年：公衆衛生院保健婦養成所第1回生入所(山形県より)

S18年：新庄保健所設置。

S19年：「保健所網整備要領」通知

※保健所を中核とする保健指導網を整備強化し、国民の保健指導を徹底するために官公営各種保健指導施設が保健所に統合された。

赤湯、楯岡、山形、寒河江、藤島、鶴岡、米沢保健所設置。

県庁、内政部衛生課に保健婦が保健指導員として勤務。

※この年から保健婦養成教育が第1種（高等女学校卒）、第2種（看護婦免許取得者）、第3種（産婆免許取得者）となり、山形県では第1種20名、第2種50名が受講した。

<国保発祥の地> 「相扶共済」のメモリアル

この地、山形県最上郡戸沢村大字角川村は、僻地で交通の便悪く、医師のいない村として民生の上まことに困難を感じた人達が、その対策としてできたのが、角川村保険組合で、昭和11年4月から発足した。昭和13年7月国民健康保険組合に改め、設立認可第1号をもって全国市町村にさきがけし、国保本来の使命である相扶共済の精神を旨として実践、現在に至ったものである。

時代は進み、社会保障制度は著しく進展をみせ、特に国保の拡充愈々重大性を帯び、幸福はまず健康からの感を深くするものである。



- S20年：終戦を迎え、連合軍総司令部公衆衛生福祉部 看護課長オルト少佐（米国の保健婦）着任、日本の看護制度に着手。GHQ 覚書（GHQ の指導で保健所が公衆衛生活動の拠点となり、保健所保健婦が衛生教育・訪問指導を実施）を発し、戦後の公衆衛生活動は飛躍的に前進した。
- S20年：県立保健婦養成所開設。（公衆衛生院保健婦養成所卒業第1回生が県庁と兼務）
- S21年：「日本国憲法」公布。
憲法第25条で生存権と国の義務が定められた。
※第25条の国民の生存権の確立とその生活の進歩向上が国家義務とされ、公衆衛生は大きく発展した。
- S22年：「保健所法」全面改正。
※公衆衛生関係の行政事務を処理する厚生省一県一保健所という一貫した公衆衛生組織が確立。
「児童福祉法」制定。
- S23年：「保健婦助産婦看護婦法」制定。
※厚生省に看護課設置。都道府県に看護課または係の設置が指示され、革命とまでいわれる飛躍的な看護行政が確立された。山形県には看護係が設置され、看護専門職の係長が誕生した。（初代係長 結城エク氏）
「予防接種法」制定。
「優性保護法」制定。
- S24年：「保健婦業務の指導方針について」通知。
ユニセフミルク配給（妊産婦10か月分、乳児6か月～1年間、保健師の証明）
砂糖の配給、妊産婦用晒（さらし）ネル配給。
- S25年：「精神衛生法」制定。
- S26年：「結核予防法」制定。
※当時、死亡第1位は結核で早期発見、早期治療、家族感染防止、治療放置の指導が保健活動の重点であった。
- S28年：開拓者の保健衛生と生活改善指導を目的に農林部に開拓保健婦を配置した。（S20年11月終戦後の「緊急開拓事業実施要綱」が閣議決定され、S22.9.2「入植者文化厚生施設補助要項」により開拓保健婦の設置が位置づけられた）
- S29年：山形県立高等看護学院開設（臨床看護学部）。
- S32年：質の高い保健婦教育を目標に、山形県立高等看護学院に保健婦学部を設置し高等保健看護学院に改称。（修業期間8か月、定員20名）
「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」制定。
- S33年：「国民健康保険法」制定。
- S34年～S50年：結核療養スクール（10日間）保健所で実施した。
- S34年：高血圧心臓病対策強化を打ち出し、3か年計画で保健所に心電図、眼底カメラを整備し相談所を設置した。 ※老人保健法施行以前から保健所で実施した。
- S35年：「国民健康保険の保健施設と公衆衛生行政との関係について」（二局長通知）通知。
「国民健康保険の保険施設について」（四課長通知）通知。
※国民健康保険における保健婦活動に関する事項等が盛り込まれた。
- S36年：3歳児健康診査開始。
- S38年：山形県成人病対策審議会高血圧集団検診、胃がん集団検診開始。
- S40年：「母子保健法」制定。

- S42年：「公害対策基本法」制定。
- S43年：「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」制定。
- S45年：農林部開拓保健婦を保健所保健婦に移行した。
- S46年～S56：脳卒中後遺症患者リハビリスクール(13日間)保健所で実施した。
- S46年：精神衛生センター（現精神保健福祉センター）が開設された。
- S47年：「労働安全衛生法」制定。
 ※事業所の衛生管理体制に保健婦の活用を図ることが示された。
- S50年：保健所で精神障害者に対する社会復帰相談事業が開始された。
- S52年：山形県食生活改善推進協議会設立。
- S53年：「市町村における健康づくり実施体制の整備等について」通知。
 ※「国民健康保険の保健施設と公衆衛生行政との関係について」通知廃止
 「市町村における保健婦活動について」通知。
 国保保健婦は市町村保健婦に身分移管され、一本化された。
- 第1次国民健康づくり対策開始
 1歳6か月児健康診査が市町村事業として開始。
- S55年：感染症サーベイランス事業が開始された。
- S57年：「老人保健法」の制定。
 ※市町村で老人保健事業が実施され、痴呆性老人対策や積極的な健康づくりへと活動が広がった。
- S59年：全国に先駆け「脳卒中患者登録評価事業」を保健所で開始した。
- S62年：「精神保健法」制定。 ※精神衛生法の改正
- S63年：第2次国民健康づくり対策（アクティブ80ヘルスプラン）策定。
- H1年：「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」制定。
 成人歯科保健対策検討会にて8020（ハチマル・ニイマル）運動」提唱。
- H2年：高齢者保健福祉推進10か年戦略開始。
- H5年：山形大学医学部看護学科を設置。
 「障害者基本法」制定。
- H6年：「地域保健法」制定。 ※保健所法の改正
 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」通知。 ※最終改正 平成27年
 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」制定。 ※原爆2法の改正
 健康保険法等の改正による訪問看護制度創設。
- H7年：「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」制定。 ※精神保健法の改正
- H8年：「母体保護法」制定。 ※優性保護法の改正
 ※公衆衛生審議会にて、従来の成人病に代えて新しい疾病概念として生活習慣病という呼称が提言された。
- H9年：地域保健法が全面施行される。
 ※3歳児健康診査、妊産婦指導等母子保健に関する事業が市町村へ移譲された。
 「介護保険法」制定（H12施行）。
 県立高等保健看護学院が県立保健医療短期大学に改組。
 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）設置。
- H10年：「地域における保健婦及び保健士の保健活動について」通知。
 「市町村における保健婦活動について」通知。
 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定（H11施行）。

※H11年 伝染病予防法廃止、エイズ予防法廃止、性病予防法廃止

※H19年 結核予防法廃止

H11年：県内8保健所が4保健所（+5支所）に再編。村山保健所（本所・地域保健予防第二課・地域保健予防第三課）、最上保健所、置賜保健所（本所・地域保健予防第二課）・庄内保健所（本所・地域保健予防課・地域保健予防第二課）

※H12年 庄内保健所の支所体制が本所集約

※H13年 4保健所すべての支所体制が本所集約

H12年：「児童虐待の防止等に関する法律」制定。地方分権一括法施行。

※21世紀へ向けて、①地域保健法に基づく「基本指針」改正 ②老人保健法の「保健事業第4次計画」③第3次国民健康づくり対策計画「健康日本21」④高齢者保健福祉推進10か年戦略「ゴールドプラン21」⑤介護保険法 ⑥国民運動計画（「健康日本21」）の一翼を担う「健やか親子21」の新政策がスタートした。

県立保健医療短期大学が県立保健医療大学に改組。

H13年：「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」策定
※阪神淡路大震災など地域住民の生命、健康の安全に影響を及ぼす事態が頻発し、健康危機管理のあり方の問題になり、基本指針の一部改正が行われ、地域における健康危機管理体制の確保が示された。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」制定。

H14年：「健康増進法」制定。

精神保健福祉法改正により一部事務の市町村移譲。

H15年：「地域における保健師の保健活動について」通知。 ※最終改正 平成25年4月
※体制整備、人材確保、人材配置、人材育成について明記されている。

「心身喪失者等医療観察法」制定（H17施行）

H16年：県立保健医療大学大学院保健医療学研究科設置。

「発達障害者支援法」制定（H17施行）。

山形県保健所における保健師の訪問相談記録に関するマニュアル作成。

H17年：結核予防法の改正（H19年、感染症法に統合）

市町村合併により、（新）鶴岡市・（新）酒田市・（新）庄内町が誕生。

「障害者自立支援法」制定（H18行）。

「食育基本法」制定。

H18年：「介護保険法」改正、地域包括支援センター創設、介護予防事業の開始。

「自殺対策基本法」制定。

「がん対策基本法」制定（H19施行）

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」制定。

H19年：山形大学大学院医学系研究科に看護学専攻博士（前期・後期）課程を設置。

H20年：「高齢者の医療の確保に関する法律」制定。 ※老人保健法の廃止

※後期高齢者医療制度発足、老人保健事業は健康増進事業へ移行

「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」通知。

※医療制度改革、特定健康診査及び特定保健指導の導入

H21年：「肝炎対策基本法」制定（H22施行）。

H23年：「歯科口腔保健の推進に関する法律」制定。

H24年：「障害者総合支援法」制定（H26年全面施行）。 ※障害者自立支援法の改正

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」制定（H25施行）。

- H25年：「アルコール健康障害対策基本法」制定（H26施行）。
 第4次国民健康づくり対策計画「健康日本21（第二次）」スタート。
 「地域における保健師の保健活動について」改正。
 ※保健師活動の本質が ①地域を『みる』『つなぐ』『動かす』 ②予防的介入の重視 ③地区活動に立脚した地域特性に応じた活動の展開 の3つに整理された。
 「大規模災害における保健師の活動マニュアル」（日本公衆衛生協会・全国保健師長会作成）
- H26年：「難病の患者に対する医療等に関する法律」制定（H27施行）。
 「アレルギー疾患対策基本法」制定。
 「医療介護総合確保推進法」制定。
 ※地域包括ケアシステムの構築、整備
- H27年：山形県災害時公衆衛生活動マニュアル作成。
 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）により認知症サポーターの養成。
- H28年：「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ
 ～自治体保健師の人材育成体制構築の推進に向けて～」
 ⇒自治体保健師の標準的キャリアラダー・人材育成支援シートの提示
 母子保健法改正により、子育て世代包括支援センターの全国展開。
 児童福祉法改正により、児童虐待発生子予防から自立支援までの対策強化。
 障害者総合支援法改正により、地域における医療的ケア児の支援体制整備。
- H29年：山形県保健師活動指針～県民一人ひとりの健康を守るための道しるべ～作成（2月）
 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」通知（厚生労働省）
- H30年：「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」通知（厚生労働省）
 「成育基本法」制定。
 「脳卒中・循環器病対策基本法」制定。

【「山形県保健師の歴史」参考資料】

1. 保健婦会のあゆみ 日本看護協会保健婦会山形県支部創立20周年記念
 日本看護協会保健婦会山形県支部 昭和42年5月
2. 山形県の保健婦のあゆみ 日本看護協会保健婦部会山形県支部 昭和58年6月
3. 保健所法施行 五十周年記念誌 山形県、山形県保健所長会 昭和63年3月
4. やまがたの保健婦～保健婦規則制定50周年記念誌～
 日本看護協会山形県支部 平成5年3月
5. ふみしめて五十年～保健婦活動の歴史～ (財)日本公衆衛生協会 平成5年2月
6. 閉校記念誌 山形県立高等保健看護学院閉校記念事業実行委員会 平成12年3月
7. 保健師助産師看護師法60年史
 保健師助産師看護師法60年史編集委員会 平成21年9月
8. 山形県の保健師活動のあゆみ～地域をみる・つなぐ・動かす～
 公益社団法人山形県看護協会 山形県保健師長会 平成26年3月

2 山形県の保健師養成教育の沿革

(1) 第二次世界大戦前の養成教育

山形県で開始された養成教育の始まりは、昭和 14 年に山形県社会事業協会と東北更新会山形県支部が共催した「保健婦講習会」である。同講習会は産婆または看護婦の資格を持つ者に対して、約 1 か月間の教育を行った。昭和 16 年の保健婦規則制定に伴う保健婦学校養成指定規則により、第 1 種養成所（高等女学校卒業後 2 年以上の教育）が国民健康保険組合連合会で、第 2 種養成所（看護婦免許所有者に対する 6 か月以上の教育）が県立として設置された。

(2) 第二次世界大戦後の養成教育

山形県内の養成教育	全国の動向
	S 23 保健婦助産婦看護婦法制定 甲種看護婦教育を前提とした 1 年以上の保健婦教育
	S 26 保助看法改正 看護婦教育を前提とした 6 か 月以上の保健婦教育
S 29 山形県立高等看護学院開設 (臨床看護学部)	
S 32 山形県立高等看護学院が山形県立高等保健 看護学院に改称。保健婦学部設置 (定員 20 名)	
S 48 山形県立高等保健看護学院に助産婦学部設 置	
H 5 山形大学医学部に看護学科設置 (定員 70 名-うち 3 年次編入学生 10 名)。 県内の保健婦養成は学院の 20 名と山形大 学の 70 名の計 90 名に。	H 5 保助看法改正 男性へ保健士の門戸開く
H 9 山形県立高等保健看護学院が山形県立保 健医療短期大学に改組。保健婦学部は地域 看護学専攻科になった。同専攻科の養成数 は 20 名で学院時と同じ。	
H 12 山形県立保健医療短期大学が山形県立保 健医療大学に改組。看護学科の定員は 60 名-うち 3 年次編入学生 10 名。県内の保健 婦養成は山形大学の 70 名と県立大学の 60 名の計 130 名に。	H 13 保助看法改正 保健婦・保健士が保健師と名称 変更
	H 18 保助看法改正 看護師免許を前提とした 6 か 月以上の保健師教育
H 21 山形大学医学部看護学科の 3 年次編入学生 定員が 5 名に (入学時 60 人)。県内の保健 師養成は山形大学の 65 名と県立大学の 60 名の計 125 名に。	H 21 保助看法改正 看護師免許を前提とした 1 年 以上の保健師教育

3 市町村保健師数及び県保健師数の年次推移

(1) 市町村保健師数の年次推移(山形県)

各年4月1日現在

	平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	計	保	福他	計	保	福他	計	保	福他	計	保	福他	計	保	福他	計	保	福他
山形市	36	25	11	36	25	11	35	24	11	35	23	12	37	25	12	37	24	13
寒河江市	9	9		9	7	2	9	7	2	9	7	2	9	7	2	9	7	2
上山市	10	9	1	9	9		9	9	0	9	9	0	9	9	0	9	9	0
村山市	7	6	1	8	5	3	8	5	3	9	6	3	9	6	3	9	6	3
天童市	10	7	3	10	7	3	10	8	2	10	8	2	12	10	2	13	11	2
東根市	9	6	3	8	5	3	8	6	2	8	7	1	8	7	1	8	7	1
尾花沢市	5	4	1	6	5	1	6	5	1	6	5	1	6	5	1	6	5	1
山辺町	5	4	1	5	2	3	5	2	3	5	2	3	5	2	3	5	1	4
中山町	4	3	1	3	2	1	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0
河北町	7	5	2	7	5	2	6	4	2	5	3	2	6	5	1	6	5	1
西川町	4	2	2	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	2	2	5	2	3
朝日町	6	3	3	6	3	3	6	3	3	6	4	2	6	5	1	6	5	1
大江町	4	4		4	4		4	4	0	4	4	0	4	4	0	5	5	0
大石田町	3	3		3	3		3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0
小計	119	90	29	118	83	35	116	84	32	116	85	31	121	93	28	124	93	31
新庄市	9	7	2	9	6	3	10	7	3	10	7	3	10	7	3	10	7	3
金山町	3	3		3	3		5	3	2	5	3	2	4	3	1	4	3	1
最上町	6	4	2	6	3	3	6	3	3	6	3	3	5	2	3	5	4	1
舟形町	4	4		4	4		4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0
真室川町	4	4		4	3	1	4	3	1	4	3	1	4	3	1	4	3	1
大蔵村	2	2		2	2	0	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
鮭川村	2	2		2	2		2	1	1	2	1	1	3	2	1	3	2	1
戸沢村	3	3		3	3		3	3	0	3	2	1	3	2	1	3	2	1
小計	33	29	4	33	26	7	37	26	11	37	25	12	36	25	11	36	27	9
米沢市	21	17	4	20	16	4	20	16	4	20	16	4	20	16	4	20	16	4
長井市	12	9	3	12	9	3	12	9	3	12	8	4	12	7	5	12	7	5
南陽市	9	6	3	9	6	3	9	6	3	9	6	3	8	5	3	7	5	2
高畠町	8	6	2	8	5	3	7	4	3	7	4	3	7	4	3	7	4	3
川西町	7	6	1	7	5	2	7	5	2	7	5	2	7	5	2	7	5	2
小国町	5	2	3	5	2	3	6	3	3	6	3	3	6	3	3	6	3	3
白鷹町	5	4	1	5	3	2	5	3	2	6	3	3	6	3	3	6	3	3
飯豊町	6	3	3	6	2	4	5	3	2	5	4	1	5	4	1	5	4	1
小計	73	53	20	72	48	24	71	49	22	72	49	23	71	47	24	70	47	23
鶴岡市	21	18	3	47	38	9	47	38	9	48	39	9	46	38	8	46	38	8
酒田市	19	16	3	27	21	6	27	22	5	27	22	5	28	23	5	29	23	6
立川町	5	4	1	庄内町														
余目町	7	6	1	12	9	3	12	9	3	12	9	3	12	9	3	12	9	3
藤島町	6	4	2	} 鶴岡市に合併														
羽黒町	5	4	1															
櫛引町	4	3	1															
三川町	4	4		5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1
朝日村	4	4		} 鶴岡市に合併														
温海町	6	5	1															
遊佐町	9	9		9	8	1	9	8	1	9	8	1	9	8	1	9	8	1
八幡町	3	3		} 酒田市に合併														
松山町	2	2																
平田町	3	3																
小計	98	85	13	100	80	20	100	81	19	101	82	19	100	82	18	101	82	19
計		257	66		237	86		240	84		241	85		247	81		249	82
	323			323			324			326			328			331		

※保:保健、福他:福祉その他

出典:山形県保健師設置状況調査

各年4月1日現在

	平成23年度			平成25年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	計	保	福他	計	保	福他	計	保	福他	計	保	福他	計	保	福他	計	保	福他
山形市	35	23	12	35	23	12	36	23	13	35	22	13	39	24	15	42	29	13
寒河江市	9	7	2	9	7	2	9	7	2	10	8	2	10	8	2	10	8	2
上山市	9	9	0	10	9	1	11	10	1	11	10	1	11	10	1	11	10	1
村山市	9	6	3	9	6	3	9	6	3	9	6	3	8	6	2	8	6	2
天童市	12	10	2	12	10	2	15	13	2	15	13	2	15	13	2	14	12	2
東根市	8	7	1	9	8	1	9	8	1	9	8	1	11	9	2	10	8	2
尾花沢市	6	5	1	6	5	1	6	5	1	6	5	1	6	5	1	6	5	1
山辺町	5	1	4	6	3	3	6	4	2	6	5	1	6	5	1	5	4	1
中山町	3	3	0	3	3	0	5	3	2	5	3	2	5	4	1	4	4	0
河北町	6	5	1	6	5	1	6	5	1	6	5	1	7	5	2	7	5	2
西川町	4	1	3	5	3	2	5	3	2	4	2	2	6	3	3	6	3	3
朝日町	6	5	1	5	4	1	6	4	2	6	5	1	6	4	2	5	3	2
大江町	5	3	2	5	3	2	5	3	2	5	3	2	5	3	2	5	3	2
大石田町	3	3	0	3	3	0	3	3	0	4	4	0	6	6	0	5	5	0
小計	120	88	32	123	92	31	131	97	34	131	99	32	141	105	36	138	105	33
新庄市	10	7	3	10	7	3	9	8	1	9	8	1	9	8	1	9	8	1
金山町	4	3	1	4	2	2	4	3	1	4	3	1	4	2	2	4	3	1
最上町	6	2	4	7	1	6	8	6	2	7	5	2	7	5	2	7	5	2
舟形町	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	5	4	1	4	3	1
真室川町	4	3	1	4	3	1	5	4	1	5	4	1	5	3	2	5	3	2
大蔵村	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
鮭川村	3	2	1	3	2	1	4	2	2	4	2	2	3	2	1	3	2	1
戸沢村	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	4	3	1	4	3	1
小計	37	25	12	38	23	15	40	31	9	39	30	9	40	29	11	39	29	10
米沢市	20	16	4	20	16	4	21	16	5	21	16	5	22	16	6	22	16	6
長井市	12	7	5	11	7	4	13	9	4	13	9	4	14	8	6	13	7	6
南陽市	7	5	2	8	6	2	8	6	2	9	6	3	10	7	3	9	7	2
高畠町	8	5	3	8	5	3	9	6	3	9	6	3	9	5	4	10	6	4
川西町	7	5	2	7	5	2	7	5	2	7	5	2	7	5	2	8	6	2
小国町	6	3	3	6	3	3	6	4	2	6	4	2	6	4	2	6	4	2
白鷹町	6	3	3	7	3	4	7	4	3	6	4	2	5	4	1	6	4	2
飯豊町	6	4	2	7	3	4	6	4	2	5	3	2	5	4	1	5	4	1
小計	72	48	24	74	48	26	77	54	23	76	53	23	78	53	25	79	54	25
鶴岡市	46	39	7	43	37	6	40	35	5	40	35	5	38	34	4	37	33	4
酒田市	29	23	6	29	23	6	31	24	7	30	23	7	30	23	7	32	24	8
庄内町	12	9	3	13	8	5	13	8	5	13	8	5	13	9	4	13	9	4
三川町	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1
遊佐町	9	8	1	9	8	1	9	8	1	8	8	0	9	9	0	9	8	1
小計	101	83	18	99	80	19	98	79	19	96	78	18	95	79	16	96	78	18
計	330	244	86	334	243	91	346	261	85	342	260	82	354	266	88	352	266	86

※保:保健、福他:福祉その他

出典:山形県保健師設置状況調査

(2) 山形県保健師数の年次推移
保健所保健師数

本庁・その他の保健師数

年度	山形県保健師数の年次推移										本庁・その他の保健師数										合計							
	山形	寒河江	村山	新庄	米沢	長井	鶴岡	酒田	南陽	計	本庁・その他	医業 務課	短大 準備室	保健 予防	保健 薬務	児童 家庭	職員 厚生	長寿 社会	障がい 福祉	精保福 センター		福祉相談 センター	最上 学園	鳥海 学園	やまな み学園	看護 学院	保健医 務短大	
昭和60年度	9	6	6	7	6	6	7	8	4	59	13	3	1				1			1		1	1	1	4		72	
61年度	10	6	6	6	6	6	7	8	4	59	12	2	2							1		1	1	1	4		71	
62年度	10	6	6	7	6	6	7	8	4	60	12	2	2							1		1	1	1	4		72	
63年度	10	6	6	7	10	5	7	8	廃止	59	12	2	2							1		1	1	1	4		71	
平成1年度	10	6	6	7	9	6	7	7		58	13	1	3							1		1	1	1	5		71	
2年度	10	6	6	7	9	6	7	7		58	12	1	3							1		1	1	1	4		70	
3年度	10	6	6	7	9	6	7	7		58	12	1	3				1			1		1	1	1	3		70	
4年度	10	6	6	7	7	6	7	7		56	14	1	3							1		1	1	1	5		70	
5年度	10	6	6	7	7	6	7	7		56	14	1	3							1		1	1	1	5		70	
6年度	10	6	6	7	7	6	7	7		56	16	2	4				2			1		1	1	1	4		72	
7年度	10	6	6	7	7	6	7	7		56	15	1	3				2			1		1	1	1	5		71	
8年度	10	6	6	7	7	6	7	7		56	14	1	2							1		1	1	1	4		70	
9年度	9	6	5	7	6	6	6	7		52	13									1		1	1	1	4	{2}	65	
10年度	10	5	4	7	6	5	6	7		50	12									1		1	1	1	3	{4}	62	
		村山										最上										合計						
		本所	二課	三課	本所	二課	本所	二課	本所	二課	庄内	置賜	4つへ	本庁・	再編	本所	二課	本所	二課	本所	二課	本所	二課	本所	二課	本所	二課	合計
11年度		10	5	4	7	6	5	5	6	5	5	6	2	12	50	7	6	5	6	5	6	6	6	6	3		62	
12年度		10	5	4	7	6	5	5	12	12	12	12	49	11	49	7	6	5	12	12	12	12	12	12	1	1	60	
13年度			19		7	11			12	12	12	12	49	11	49	7	11		12	12	12	12	12	12		1	60	
14年度			19		7	11			12	12	12	12	49	11	49	7	11		12	12	12	12	12	12			60	
15年度			19		7	11			12	12	12	12	49	11	49	7	11		12	12	12	12	12	12			60	
16年度			19		7	11			12	12	12	12	49	11	49	7	11		12	12	12	12	12	12			60	
17年度			19		7	11			12	12	12	12	49	11	49	7	11		12	12	12	12	12	12			60	
18年度			19		7	11			12	12	12	12	49	11	49	7	11		12	12	12	12	12	12			60	
19年度			19		7	11			12	12	12	12	49	11	49	7	11		12	12	12	12	12	12			60	
20年度			19		7	11			12	12	12	12	49	11	49	7	11		12	12	12	12	12	12			60	
21年度			19		7	12			12	12	12	12	50	11	50	7	12		12	12	12	12	12	12			61	
22年度			19		7	12			12	12	12	12	50	11	50	7	12		12	12	12	12	12	12			61	
23年度			19		7	12			12	12	12	12	50	13	50	7	12		12	12	12	12	12	12			63	
24年度			19		7	12			12	12	12	12	50	14	50	7	12		12	12	12	12	12	12			64	
25年度			19		7	12			12	12	12	12	50	14	50	7	12		12	12	12	12	12	12			64	
26年度			20		7	12			12	12	12	12	51	14	51	7	12		12	12	12	12	12	12			65	
27年度			20		7	13			12	13	13	12	52	13	52	7	13		12	12	12	12	12	12			65	
28年度			20		7	13			12	13	13	12	52	13	52	7	13		12	12	12	12	12	12			65	
29年度			20		7	14			12	14	14	12	53	13	53	7	14		12	12	12	12	12	12			66	
30年度			20		7	14			12	14	14	12	53	13	53	7	14		12	12	12	12	12	12			66	